

- ・草津市立志津南小学校 PTA 会則
- ・志津南小学校会計規定
- ・志津南小学校 PTA 役員選出規定
- ・志津南小学校地域活動規定

草津市立志津南小学校 P T A 会則

第 1 章 総 則

- 第1条 本会は志津南小学校 P T A と称し、事務局を志津南小学校に置く。
- 第2条 本会は志津南小学校児童の教育充実をはかり、学校教育に対する理解を深め、家庭教育の義務を果たすと共に会員相互の親睦と研修を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 1 児童の教育の向上に関すること。
 - 2 児童の福祉に関すること。
 - 3 児童の保護に関すること。
 - 4 家庭と学校との理解親交に関すること。
 - 5 会員の親睦と研修に関すること。
 - 6 その他必要なこと。

第 2 章 組 織

- 第4条 本会は志津南小学校児童の父母および、これに代わる者と志津南小学校教職員もって構成する。
- 第5条 本会は目的達成のため次の部を置く。
地域部・学級部とする。但し常任委員会で認めた場合は改廃できる。

第 3 章 役 員

- 第6条 本会に次の役員を置く。
- | | |
|---------|--------------|
| 1. 会長 | 1名 (P) |
| 2. 副会長 | 2名 (P) |
| 3. 特別委員 | 2名 (学校長・教頭) |
| 4. 会計 | 2名 (P1 · T1) |
| 5. 地域代表 | 1名 (P) |
| 6. 地域委員 | (P) |
| 7. 学級委員 | (P) |
| 8. 事務局 | 3名 (P2 · T1) |
| 9. 顧問 | 1名 (P) |
- 但し、会長が必要と認めた場合はこのかぎりではない。
- 第7条 会長・副会長(2名)・会計・事務局(2名)・地域代表は、PTA会員全学年より立候補者を優先とし候補者を選出する。会員の総選挙(信任投票)により選出する。
新役員選出委員会は現会長が招集し、本部役員・常任委員及び特別に会長が指名した者で構成する。
本部役員とは「正副会長・特別委員・事務局長・同次長・会計・地域代表及び会長が特別に指名委嘱した者」を言う。
- 第8条 地域委員代表は、各ブロックの会員より1名を選出し、これを常任地域委員とする。
但し、会長が必要と認めた場合はこのかぎりではない。
- 第9条 学級委員代表は、各学年より1名選出し、これを常任学級委員とする。
但し、会長が必要と認めた場合はこのかぎりではない。
- 第10条 学校代表は教職員の中から選出する。
- 第11条 地域委員は、ブロック毎にP会員の互選により若干名を選出する。
- 第12条 学級委員はその学級のP会員より2名を選出する。(学級部)
- 第13条 会計監査は総会において会員中より選出し、会長がこれを委嘱する。
- 第14条 事務局次長は教職員の中から選出し、会長がこれを委嘱する。
- 第15条 会長は会務を統理し、会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- 第16条 常任地域委員及び常任学級委員は会長の指示により各事業執行の任に当たる。
- 第17条 常任地域委員及び常任学級委員は会長の命を受けて本会の運営につき、協議執行の任に当たる。
- 第18条 地域及び学級委員は第5条の部会を構成し、本会の事業につき各部担当(部長)毎に協議調整を行い、関係資料を添え常任委員会に審議・決定等を求める。

- 第19条 会計は会長の命を受けて会計事務を掌り、年度末総会前に会計監査の監査を経た上で決算報告する。
- 第20条 事務局（事務局長・同次長）は会長の命を受けて議事の記録及び一般庶務を掌る。
- 第21条 会計監査は会計の監査を行い、総会においてその結果を報告する。
- 第22条 顧問は前会長を会長がこれを委嘱する。
- 顧問は会長の依頼により全ての会議に出席して意見を述べることができる。
- 第23条 役員の任期は1ヶ年とする。但し再任を妨げない。

第4章 会議

- 第24条 本会の会議は次の通りである。
総会・常任委員会・役員総会・部会・本部会
- 第25条 総会は会員の最高議決機関であり全会員をもって構成し、年1回以上開催する。予算・事業その他の必要なことについての審議・承認・決定等を行う。
- 第26条 総会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。可否同数の場合は議長の決するところによる。（議長は会員の中より選出する）
- 第27条 常任委員会は総会につぐ議決機関であり、本部役員・常任地域委員・常任学級委員をもって構成し、必要と認めたとき会長がこれを招集し、会議進行は副会長が担当する。
但し、事業計画・予算案・事業報告・決算報告及び会則の改正については総会の議決を必要とする。
- 第28条 常任委員会の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
- 第29条 役員総会は必要と認めたとき会長がこれを招集する。
- 第30条 部会は必要と認めたとき部長がこれを招集する。
- 常任委員会及び本部会は会長が招集する。

第5章 会計

- 第31条 本会の財源は会費及び事業収入・寄付金等によってまかぬ。
- 第32条 会費はPTA会員1世帯ずつ徴収する。但しその金額はPTA総会によって議決される。
- 第33条 本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

第6章 补則

- 第34条 本会の会則は総会において会員数の過半数の同意を得て変更することができる。
- 第35条 本会に次の帳簿等を置く。
会員名簿・会計簿・記録簿・役員選出規定・会計規定・地域活動規定

付則

- ・ 本会則は市立志津小学校より分離日の昭和62年4月1日から施行し、
第1回総会の同意を得て適用された。
- ・ 本会則は昭和63年4月PTA総会において一部変更された。
- ・ 本会則は平成3年4月PTA総会において一部変更された。
- ・ 本会則は平成7年4月PTA総会において一部変更された。
- ・ 本会則は平成8年5月PTA総会において一部変更された。
- ・ 本会則は平成10年5月PTA総会において一部変更された。
- ・ 本会則は平成11年5月PTA総会において一部変更された。
- ・ 本会則は平成13年4月PTA総会において一部変更された。
- ・ 本会則は平成15年12月臨時PTA総会において一部変更された。
- ・ 本会則は平成17年11月臨時PTA総会において一部変更された。
- ・ 本会則は平成21年5月PTA総会において一部変更された。
- ・ 本会則は平成22年10月臨時PTA総会において一部変更された。
- ・ 本会則は平成25年5月PTA総会において一部変更された。
- ・ 本会則は平成26年5月PTA総会において一部変更された。

会 計 規 定

志津南小学校 PTA

1 目的

この規定は、「草津市立志津南小学校 PTA 会則第 5 章会計」に定められた内容に関して、その具体的な事項及び手続き並びに処理の方法について補足し、確実かつ円滑な会計事務の遂行を図ることを目的とする。

2 会費の徴収に関すること

(1) 徴収金額

会費は PTA 会員1世帯につき 350 円／月 (4200 円／年)とする。

(2) 会費の徴収方法

会費は、原則として学校の給食費と一緒に本会指定銀行への引き落しにより徴収する。ただし、12ヶ月分の徴収を行うため2ヶ月分徴収する月をもうけることができるものとし、徴収方法を年度当初に会員に周知する。

(3) 転入・転出児童の会費徴収方法

1. 転入児童の会費徴収方法

転入児童については、銀行との契約が済み次第、次の引き落し日から徴収する。

2. 転出児童の会費徴収方法

転出児童については、給食費(学校が現金にて徴収)と同時に、在籍した月分までを徴収する。

3 慶弔費に関すること

本会の会員及び児童の慶弔に関し、別表 1 に定める事由に該当した場合、同表右欄に定める金額の慶弔金を贈る。

4 PTA 活動における交通費に関すること

(1) 自家用車使用の場合 1台につき1回300円として実費精算する。

(2) バス等公共交通機関を利用した場合その実費を精算する。

5 制定・改廃

この規定の制定、改定及び廃止は、会費の徴収額を除き本会常任委員会において決定する。

6 本規定の運用の例外

原則として本規定により運用するものとするが、この規定によりがたいことが生じた場合は、本部役員の合議により例外的な運用を行うことができるものとする。この場合、次回の本会常任委員会において事後承諾を得る。

「志津南小学校 P T A 役員選出規定」

[本規定対象役員]

志津南小学校 P T A 本部役員（会長・副会長・事務局・会計・地域代表）

志津南小学校 P T A 常任委員（地域委員代表・学級委員代表）

志津南小学校 P T A 地域委員

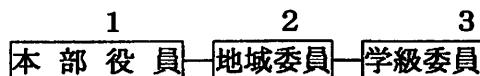
志津南小学校 P T A 学級委員

[選出規定の改廃・決定について]

当規定は、志津南小学校の児童数（学級数）の変動等に応じて、
新役員選出委員会（本部役員）で改廃され、常任委員会の議決を得て決定される。

[各役員および委員選出順序]

各役員および委員は下記の順序で選出される。



1・2は、概ね、前年度の12月に選出する。

3は、新年度の4月に選出する。

[ブロックおよび定数]

本会のブロックは、次のとおりとする。

A ブロック 岡本町西〈西・グリーンピア〉・若草1～8丁目・追分南8丁目

B ブロック 岡本町〈向畠〉・追分南5・9丁目

C ブロック 追分南7丁目

D ブロック 追分南6丁目

E ブロック 追分南3・4丁目

F ブロック 追分南1・2丁目

(表1) 地域割定数表

ブロック	地域名	地域委員（常任）	地域委員
A	岡本町西 若草1～8丁目 追分南8丁目	1名	3名
B	岡本町 追分南5・9丁目	1名	2名
C	追分南7丁目	1名	2名
D	追分南6丁目	1名	2名
E	追分南3・4丁目	1名	2名
F	追分南1・2丁目	1名	2名

別表1

事由	金額
1. 会員及び児童の死亡	10,000円
2. 児童の病気等（入院1ヶ月以上の場合）	3,000円
3. 会員のPTA行事中の事故（入院1週間以上の場合）	5,000円
4. 先生の転任、退職 (右の金額に1年増すごとに1,000円加算)	3,000円
5. 会員、その他学校及び本会に関係ある方々が災害により 損害を受けた場合、または死亡の場合	その都度、程度に応じて常任委員会で 定める

上記以外の事由が生じた場合は、小学校の規定に準ずる。

付則

- ・「慶弔規定(昭和63年11月10日制定／平成9年4月19日改定)」を改定し、本規定に含める。
平成15年4月30日改定。
- ・子ども安全連絡網の導入に伴い、PTA会費を変更した。
平成20年3月12日改定。
- ・本会計規定は、平成22年3月11日常任委員会において一部変更された。
- ・本会計規定は、平成23年5月18日PTA総会においてPTA会費を変更した。
- ・本会計規定は、平成26年5月PTA総会においてPTA会費を変更した。

[役員および委員選出の免除規定]

- 過去、PTA本部役員経験者はPTA本部役員・常任委員・一般委員全てを免除する。但し、該当者がいない場合はその限りではない。
- 過去、PTA常任委員1回以上の経験と、一般委員1回以上の経験でPTA本部役員・常任委員・一般委員全てを免除する。
但し、該当者がいない場合はその限りではない。
- 過去、PTA一般委員を3回以上経験した者は、PTA本部役員・常任委員・一般委員全てを免除する。但し、該当者がいない場合はその限りではない。
- 前年度のPTA役員は翌年の同じ部の委員は免除。(但し立候補は妨げない)
他の部については選出会当日にご自身で免除を願いでて会員の承諾を得ることとする。
但し、該当者がいない場合はその限りではない。
- 本年度転入した家庭はPTA本部役員および常任委員を免除する。
尚、地域一般委員、学級一般委員に関しては、免除制度を設けません。
やむを得ない免除理由があれば、選出会当日にご自身で免除を願いでて会員の承諾を得ることとする。
- 転入前の学校のPTA本部役員経験者は、証明できる書類などを本校PTA会長に提出し、本部役員のみ免除申請ができる。
(証明書類がない場合、免除は認められません。したがい選出会当日にご自身で免除を願いでて会員の承諾を得て下さい。)
- 持病等による免除希望者は、医師による診断書およびそれに代わるもの書類の写しをまた、妊娠されている方は証明書を役員選出にかかる免除申請受理日までに本校PTA会長に提出し、免除申請を行うこととする。
免除申請については、本部役員が厳正に検討し決定する。
免除申請の結果は個別に連絡することとする。
 - * 尚、本部において免除申請の受理を決定した場合、プライバシー等の関係から公表は致しません。
 - * 本部で厳正に検討し免除申請の不受理を決定した場合においても、免除希望をされる方は、役員選出会当日に、ご自分で免除を願いでて、会員の承諾を得てください。

[本部役員選出方法]

本部役員候補〔会長・副会長2名・事務局2名・会計・地域代表〕の7名は全学年より立候補者を優先として候補者を決める。

尚、定数に満たない場合には以下の要領で選出する。

- (1) 原則として5、6年生を対象とする未経験者と、一般役員1回のみの経験者から候補者を決める。
- (2) 選出会出席者による話し合いにより、選出方法等について免除も含めて決定して頂き、出席者全員の納得する形で選出する。
尚、この決定方法により委任状提出者もしくは欠席者の方が選出された場合は、この決定に必ず従って頂くことになります。

※一般役員経験者が本部役員候補者に選出された場合、過去の役員経験を考慮することとして、本部役員職を選択する事ができる。

- P T A 役員未経験者
 一般役員 1 回のみの経験者

※但し、この範囲で定数に不足が生じた場合、その不足分を
 常任委員 1 回のみの経験者及び、一般役員 2 回のみの経験者で補う。

本部役員選出対象者		常任 1 回 一般 2 回経験	一般 1 回経験者	未経験者
・本部役員経験者				
・常任 1 回と一般 1 回以上の経験				
・一般 3 回以上の経験者				
[免除]				
			新 5, 6 年生 全体	

【地域委員（常任・一般）の選出方法】

- (1) 各ブロック別に「常任委員」と「一般委員」の合計人数を全学年対象に立候補者を優先して選出する。
- (2) 定数に満たない場合選出会出席者による話し合いにより、選出方法等について免除も含めて決定して頂き、出席者全員の納得する形で選出する。尚、この決定方法により、委任状提出者もしくは欠席者の方が選出された場合は、この決定に必ず従って頂くことになります。
- (3) 上記(1), (2)の選出方法により候補者が決定しない場合、出席者は選出委員と協議の上、下記の選出順位に沿った該当者から選出する。

【選出順位】

- ① 新 5, 6 年生の P T A 役員未経験者
- ② 新 5, 6 年生の一般役員 1 回のみの経験者
- ③ 新 5, 6 年生の常任 1 回のみの経験者及び、一般役員 2 回のみの経験者

※ ②の選出にて、未経験者と一般役員経験者が候補者に決定された場合は原則として、経験者が優先に（常任・一般）を選択できる。

※ ③の選出にて、未経験者と役員経験者が候補者に決定された場合は、原則として、常任 1 回経験者から順に、一般役員 2 回のみの経験者、未経験者の順に（常任・一般）を選択できる。

※ 但し、この範囲で定数に不足が生じた場合、その不足分を新 4 年生の P T A 役員未経験者から順に新 3 年生、新 2 年生の P T A 役員未経験者へと、候補者を選出できる範囲まで学年を下げる。

※ 補欠候補者の選出は各常任委員の方が必要と判断した場合は行う。

補欠候補者の選出をしていない場合でもやむを得ず欠員が生じた場合には、必要に応じて役員で協議のもと候補者を立てる。

候補者は、任期 3 か月以上で役員経験者として対応する。

〔学級委員（常任・一般）の選出方法〕

- (1) 各クラスから2名の候補者を、立候補者を優先して選出する。
- (2) 定員に満たない場合選出会出席者による話し合いにより、選出方法等について免除も含めて決定して頂き、出席者全員の納得する形で選出する。尚、この決定方法により、委任状提出者もしくは欠席者の方が選出された場合は、この決定に必ず従って頂くことになります。
- (3) 上記(1)、(2)の選出方法により候補者が決定しない場合、出席者は選出委員と協議の上、下記の選出順位に沿った該当者から選出する。

【選出順位】

- ① P T A 役員未経験者
- ② 一般役員1回のみの経験者
- ③ 般役員2回および常任委員1回経験者

※②の選出にて、未経験者と一般役員経験者が候補者に決定された場合は、原則として経験者が優先に（常任・一般）を選択できる。

※③の選出にて、未経験者と役員経験者が候補者に決定された場合は、原則として常任委員1回経験者から順に、一般役員2回のみの経験者、未経験者の順に（常任・一般）選択できる。

※補欠候補者の選出は各常任委員の方が必要と判断した場合は行う。

補欠候補者の選出をしていない場合でもやむを得ず欠員が生じた場合には、必要に応じて役員で協議のもと候補者を立てる。
候補者は、任期3か月以上で役員経験者として対応する。

〔役員・委員の制約〕

- 本部役員・地域委員に選出されたものは原則学級委員選出対象者とはならない。ただし、状況等により、その者しかなりえない場合はその限りでない。

〔付記〕 当役員選出規定は平成4年に制定された。

当役員選出規定は平成6年に一部変更された。

当役員選出規定は平成9年に改定された。

当役員選出規定は平成10年に全面改定された。

当役員選出規定は平成12年に全面改定された。

当役員選出規定は平成13年に一部変更された。

当役員選出規定は平成15年に一部変更された。

当役員選出規定は平成17年1月臨時PTA総会において変更された。

当役員選出規定は平成17年に一部変更された。

当役員選出規定は平成18年に一部変更された。また〔役員・委員の制約〕を追加した。

当役員選出規定は平成19年に全面改定された。また〔Eブロック〕を追加した。

当役員選出規定は平成20年に一部変更された。

当役員選出規定は平成21年に一部変更された。

当役員選出規定は平成22年10月臨時PTA総会において変更された。

当役員選出規定は平成23年に一部変更された。〔丸尾ニュータウン〕を追加した。

当役員選出規定は平成24年に一部変更された。

当役員選出規定は平成25年5月総会にて変更された。

当役員選出規定は平成25年11月住所表示変更に伴い一部変更された。

地域活動規定

第1条(目的)

この規定は、小学校・家庭・地域社会がそれぞれの機能をいかし、志津南小学校区における子ども達の安全の確立をめざして、地域活動を円滑に進めるために必要な事項を定めるものである。

第2条(地域部)

「志津南小学校 PTA 役員選出規定」に定められているとおり役員をおく。

常任地域委員・・・・各ブロック1名

地域委員 ・・・・各ブロック若干名

地域部の代表には、地域代表(本部)が就くものとする。

第3条(活動内容)

1. 通学路の安全に関すること
2. 児童の登下校に関すること
3. 学校・家庭・地域社会との連携に関すること
4. その他、PTA会長・校長が必要と認める事項

第4条(補則)

地域活動当番の免除希望者は、別記「地域活動に関する当番の免除申請について」のとおり、免除申請書を会長に提出し、免除許可をうけるものとする。

この規定の制定・改正及び廃止は、常任委員会において決定するものとする。

付則

この規定は、平成26年4月1日から施行する